

議会だより

No. 131 発行／福島県北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会 ☎(0241) 23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームページアドレス：http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gyousei/gikai/



初顔合わせ2007

平成18年
12月定例会の内容を報告し
ます。

12月20日～22日まで開かれ、次のよう
な報告がありました。

2ページ～議会より年頭のあいさつ

3ページ～村政報告

* 交通死亡事故ゼロ五〇〇日達成について

* 村行革検討委員会審議結果について

* 杉並区立先進校の視察研修について

3ページ～一般質問

* 入札制度の見直しについて

* J A会津いいで裏磐梯支所廃止後の村
の対応について

* 松陽台について

* いじめ対策について

* 入札制度の改善について

* 行革委審議結果について

* 下水道事業（早稲沢地区）について

* 来年度の重点事業と予算について

10ページ～人事案件

* 北塩原村文化人特別優遇措置条例

11ページ～平成18年度一般会計補正予算の内容

12ページ～

* 企業誘致を積極的に進める

北塩原村宣言

13ページ～議案

* 慎重審議のうえ13議案が原案通り可決

されました。

13ページ～ 請願・意見書

14ページ～

* 所管事務調査

* あなたも傍聴してみませんか

議会より 年頭のあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

輝かしい新春を迎えるにあたり、村議会より村民の皆様へ、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、皆様方のご支援により、議会活動に精励できましたことに対し、心から御礼申しあげます。

我が村は、自立の道を歩むこととなり、平成19年は、本村にとって自立4年目の年であります。村民の代表である村議会は何をすべきなのかを研鑽して、村民の皆様と共に、この地方財政の危機的様相を立て直すことが先決であると考えております。

私達は、議会の円滑な運営と、村民の皆様の声が村政に反映されるような状況づくりのために、ひいては村政の伸展のため努力を続けてまいりました。

また、東京都杉並区との「まるごと保養地協定」が締結され、杉並区の各種イベントに参加し杉並

区民に北塩原村のイメージが徐々に浸透してまいりました。

これらを契機に、観光産業のみならず、今後、農業等各分野に及ぼす経済効果があると期待するものであります。そうした中で、よその人達から、北塩原村にぜひ住みたいと思われるような地域づくりにどう取り組んでいくか、という事が、私達に課せられた大きなテーマだと考えております。そのためには、これからも皆様と一緒に、努力を続ける決意であります。

村議会は、村民の代表として、議決機関の機能を最大限に発揮しつつ、村民の皆様のご期待に添うよう努めてまいります。

どうか、本年も、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。平成19年が村民の皆様にとりまして幸せな年でありますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。





村長 高橋 伝

招集 挨拶

12月 定例会

12月20日～22日

村政報告

1. 交通死亡事故ゼロ 五〇〇日達成に いて

当村の交通死亡事故ゼロ五〇〇日達成について、12月3日をもって、昨年の7月20日以来続いていました交通死亡事故ゼロ五〇〇日を達成し、12月4日、喜多方・猪苗代両警察署長・交通関係者が出席のもと、会津地方交通対策協議会長より表彰を受けました。これは、日頃より村民をはじめ関係各位の交通安全への心掛けや各種活動による努力の賜物と深く感謝を申し上げる次第です。

2. 村行革検討委員会 審議結果について

委員会は、昨年度区長会による審議2回を含め、合わせて5回の検討がなされ、11月24日、渡部委員長から審査結果の提出を受けました。委員会からは、村民の意見として

重く受けとめられ、村政に反映されるようとのことでありました。その内容につきましては、12月4日開催の村議会全員協議会で説明を申し上げ、その後、村民の皆さんには村広報でお知らせをしたところであります。

3. 杉並区立先進校 の視察研修に いて

村学校教育指導委員による杉並区立先進校の視察研修について、児童生徒への教育指導向上などを図るため、11月21日から2日間、教育長をはじめ村立小学校の先生がた6名が、杉並区立和泉小学校ほか2校において、小中一貫教育や学力向上の取り組みなど研修を積まれました。

一方、村校長会では、12月1日から2日間、教育長をはじめ小中学校長6名が学校経営研究のため、杉並区教育委員会と懇談しながら、学校評議員、教職員評価制度の実施実態などを研修してまいりました。この研修を通じて得たことを本村学校教育に生かされることを願っております。

一般質問

1

6番 武藤 寛



1 入札制度の 見直しについて

各地において入札をめぐる談合問題が話題になっている。県においても入札制度を見直そうとしているところであるが、我が村においても、金額により随意契約、指名競争入札で実施しているが、一般競争入札を導入する考えはないのか伺う。

助 役

一般競争入札になると、一定の資格要件を満たせば、すべての業者が参加でき、競争性が確保され、その効果として低価格の落札が期待できるというものであるが、一方、資格要件審査等の問題があり、

その対応ができない心配もある。

また、価格競争だけで落札業者が決定すると、ほとんどの工事は、地元でない大手が落札する事となり、地元業者が育たなくなる。

災害発生や豪雪の際、地元業者による除雪や支援活動に支障を来す恐れがあり、住民の安全・安心の確保ができなくなる。特に本村のような中山間地域における小規模農地災害復旧工事等は利益の上がない工事については、だれも参加しないといったことにもなりかねず、村の業務の停滞につながる恐れがある。

このように、入札制度のメリット・デメリットを考え、村では指名競争入札を基本とし、談合防止策として金額の高い5千万円以上の工事については、設計価格が入札直前まで村当局にわからない仕組みにするなど、入札制度の改善を行います。

入札制度につきましては、今後とも引き続き検討を重ね、工事額によつては条件付き一般競争入札の導入も考えます。

再質問

全事業の一般競争入札を取り入れると言うのではなく、取り入れるにあたっては、ある程度の条件なりは必要かと思う。また、地元業者の育成という観点からも、それらに対応すべきではあると思うが、全部でなくても、一部でも導入する前向きな姿勢も必要じゃないかと思うが如何か伺う。

助 役

条件が付かないと議員ご存じのとおり、全国から、あるいは金額にかかわらず大変な事務量になる。また、審査も大変になる。それを考えると、なかなか現実的ではない。例えば地域を制限するとか、あるいは金額によって一般競争入札を導入するということで、今後前向きに考えたい。

再々質問

一部取り入れたいというような答弁であったが、

時期はいつ頃までに検討して実施したいと思っているのか。また、検討する委員会をつくる事を考えているのか、その辺、時期的な面や範囲を伺う。

助 役

委員会設置等、関連するわけで、これから担当部局で検討をする。資格審査等は非常に難しく、金額をどこに設定するか、どれぐらいの案件が出るのか。あるいは、地域をどの程度に絞ればいいのか、複雑な面も検討内容があるのので、その辺を整理できれば、導入したい。

2 JA会津いいで裏磐梯支所廃止後の村の対応について

JAの裏磐梯支所がJAの方針により4月末で廃止されるように聞いている。これらの窓口を利用して納税利用者もかなりいるようだが、JAの問題でもあるが、村としても利用者の不便を来さぬ対策等を考えているか伺う。

財務政策課長

裏磐梯支所は、地域の身近な金融機関として、村の指定金融機関として村税等各種徴収金の収納など、公金の取り扱いを行っている。

村としては、地域住民の利便を図るため、会津いいで農業協同組合にお願いをして、支所を設置した経過があるので、今回の廃止決定については、大変残念であると考えています。

また、今回も廃止しないようをお願いしましたが、JAを持続させるための経営刷新計画の一環ということなので、やむを得ないことと考えています。

廃止にあたっての村の対応としては、地域の住民の方々の納税等の利用に不便を来さないよう、裏磐梯合同庁舎の観光政策課の窓口での収納を基本として、口座振替の推進等を含め、対応していく考えである。

また、住民からの相談・問い合わせ等については、いつでも対応できるように情報提供体制を整えていくように考えています。

再質問

裏磐梯地区は支所があるのでもいいのだが、松原地区の方々は、支所も遠いということと不便になる。高齢者の方が足を運ぶには距離的な問題もあるので、その辺の実態等見た場合行政として考えるべきと思うが如何か伺う。

財務政策課長

松原地区については、現在も日を決めて徴収担当職員が出向いて、徴収して収納を行っている。

JA裏磐梯支所が廃止となると、そういった件数が増える可能性はあるが、徴収員を直接送り込んでの収納する対応も考えたい。

また、振替等については、家庭の状況関係で口座振替の手続き等を取れないケースについて収納率低下の件は、裏磐梯の合同庁舎の中で、観光政策課の窓口で納めることができるので、そちらを利用していた。

再々質問

松原地区の方には出向いて徴収しているという答弁ですが、特に松原地区の方が不便になると思う。JAは村の指定金融機関でもあるので、住民の利便性を考えるのも一つの行政の仕事だと考える。例えばJAで松原地区にATMの設置をしたいという場合、村は援助や補助をする考えはあるのか伺う。

財務政策課長

ATM設置について、現在JAに聞いたら、まだ結論が出ていないということで、金融機関であるJAで設置をする村は考えている。援助、補助等については、現在は考えておりません。

ただ、設置される場合等についての情報関係については村でも把握して、住民からの問い合わせ等がある場合、すぐに答えられるよう、情報提供できる体制、窓口づくりをしていきたい。

一般質問
— 2

4番 高橋 和重



1 松陽台について

①住宅地の販売が、平成11年4月に販売してから7年がたっています。まだ空地になっている所があるが、売買時の約束では、土地購入後7年以内に建物を建てる明記しており、建てられない場合には売り主（役場）に返還するということを明記してあるが、その後、どのような指導をしているのか伺う。

②平成18年6月の議会において、松陽台の取付道路及び墓地公園の調査費として補正予算二百万円をとったが、調査はどのぐらい進展しているのか伺う。

企画政策課長

①土地購入後、7年を経過した方は8人おり、特段の指導はしてなく、このご時世であるのでいろんな事情がある事と思われる。今後は、早めに住宅建築をしていただくようお願いをします。

②松陽台・墓地公園の調査は、現在、取付道路を含めた予定調査や墓地形態デザインなどの全体計画を作成している状況です。計画概要案であるが、区画数は二百程度。面積は、取付道路を含め約一・六ヘクタールを考えています。

これからの時代に合った永代墓地管理等も含め、墓地のあり方を考えたい。

再質問

今回の議会で墓地公園の整備用地補正予算として一千万円を計上しているが、取付道路の買収のための予算が三百万円を計上しているが取付けの場所、及び墓地公園の二百区画が松陽台全部ですと百区画余りと思うが、残りの百区画はどう考えているのか伺う。

企画政策課長

取付道路の位置は、松陽台線を葉師線まで延長して、葉師線にタッチする所までの実施設計委託料である。墓地二百区画を整備して、村内の方でもお墓を持たない方もおります。

更には村外、県外の方にも自然を生かした墓地を持ちたい方もいるので、そういう方々に提供できる新しい形の墓地の計画をして、村外にも売り出しを考えています。

再々質問

松陽台の空地になっている所の8人について、村内と村外の比率を伺う。7年たって村では買い取るという売買契約書に明記してあるが、村はその土地を今後買い取らないのか伺う。

企画政策課長

松陽台の8人について村内が5名で3名が村外の方です。購入後7年を経過して家を建てない場合には村で買い取るというような契約書の明記がある事ですが、7年を経過し

て家を建てて住まないと、買い取ることもできる条文になっております。しかし、目的は、家を建て住んでもらうことですので、根気強く建てるように、お願いをしたい。

2 いじめ対策について

①いじめ問題は、以前から大きな社会問題となっており、特に近年、小学生から高校生が各地で自らの命を絶っております。本当に残念でなりません。また、責任を取り、学校の先生が自殺を図り、命を絶っております。命の大切さを自覚し、自分のために、家族のため、また、あるいは友人のために強く生きてほしいものです。当村にいじめの兆候がないのか伺う。

②いじめを未然に防ぐためにどのような指導をしているのか伺う。

③いじめに対して、校長会、教育委員会等の会議は開催されているのか伺う。また、開催されているのであれば、内容等も伺う。

教育長

①本年度、村内の小・中学校から2件の報告がありました。が、児童生徒への全体指導及び個別の指導の結果、その後は起きておりません。

②学校では児童生徒に対し、命の大切や、いじめは悪いことだということを児童生徒への全体指導や道徳教科、学級活動、部活動等、いろいろな方法で指導している。

教育委員会では、いじめを受けた場合は、相談しやすい体制づくりのために、学校経営研究協議会の生徒指導協議会を通して生徒指導担当者と話し合い、指導をしている。

③学期始め及び学期末の校長会・教頭会で、いじめの早期発見や未然防止について指導や指示をし、12月の同会議においても指示したところである。内容については、いじめの未然防止対策、指導体制の確立を図るよう指導します。

再質問

旧新鶴村では、下校の際に防災無線で村内の人達に子供の安全を働きかけて子供が無事に家に帰

るようにしていた。当村でも防災無線あるので利用できないのか伺う。

先ほど教育長の答弁にも2件のいじめの報告があったが、未然に済んで解決したような答弁だったが、今後安心してできる問題ではないで、その時の為に、特別なグループが会議を開いて対応が必要だと思うが如何か伺う。

教育長

子供の安全ということですが、特に村内では見守り隊の方々に大変お世話になっておりますが、学校、児童生徒のいる家庭については、保護者にも登下校の時間を周知しています。

地域の人にもということですが、村の担当課と今後話し合いを進めたい。

グループ会議の必要性については、先ほど答弁したように学校経営研究会、さらにはそういうことが起きる前に各学校で校長、教頭、それから生徒指導主事、担当が、学校へ登校してから下校まで、それぞれ気配り、目配りをしていきますが、生徒指導担当者を集めながら、それらの対応について考えたい。

再々質問

ぜひともこの村からは今後、いじめ問題を1件でも出さないように努力してほしいが伺う。

教育長

学校で悲惨なことが起こらないよう、早期発見、早期対応、早期解決ということと、学校には小さいことでも隠すことなく、未然に防ごう今後も指導します。

一般質問 3

3番 小椋 元



1 入札制度の

改善について

①平成17年度低落札率と

高落札率、また、平均落札率は何%か伺う。

②一般競争入札ができないのは、何故なのか伺う。

③予定価格を公表する考えは、ないか伺う。

④ラビスパ温泉掘削工事の落札率は何%か伺う。

⑤工事入札の前後に会った業者は、なかったか伺う。

助 役

①低落札率は86・3%です。高落札率は100%、平均落札率は96・3%となっています。

なお、本村では、入札は1回限りということになっているので、最低価格が予定価格の130%になったような事例もあります。

②武藤寛議員のご質問に答弁したとおり、条件付き一般競争入札の導入について、前向きに検討します。

③事前公表は高値落札につながり、また、事後公表は今後行う予定価格の想定につながるおそれがあるということで、公表する考えはありません。

④ラビスパ温泉掘削工事の落札率ですが、97・6%となっています。

企画政策課長

⑤工事入札の前後か忘れたが、

10社程度、挨拶に見えた。

再質問

①前に14年度から、高落札率を聞いているが、14年度が99・2%、15年度が99・5%、16年度が99・4%、17年度は100%。

これは神業使える人がいるのかなと思う。他市町村にも聞いたたりしていると思うが、それらと比較して100%がどう思うのか伺う。

②矢祭町の入札が報じられました。図書館の増築工事、これを一般競争入札で4社が参加して、予定価格二億七千三百二十万円。その72%にあたる一億九千四十万円で落札があった。矢祭町は七千三百九十二万円の工事費の節約。結局、税金の節約、こういうことになった。

こういう例を見て一般競争入札にできないのか伺う。

③矢祭町は、予定価格公表をしている。そういう事を調べて答弁するべき

と思うが、今後、予定価格を公表できないのか伺う。

④ラビスパ温泉掘削工事の村の説明では、口径370ミリメートルの穴を掘れるのはこの3社しかないと言えたが、40社もあって3社とは理解できないので、本当にそうなのか伺う。

⑤この答弁では、そういうことは全くと答弁だったが、今の答弁は10社ほど会ったというがどちらが本当なのか伺う。

助 役

①100%の工事は考えられないという事ですが、これは1件で、工事額が200万程度だったと思います。

ただし付け加えて申し上げますが、最低価格が予定価格の130%の事例もあります。17年度で落札率が86・3%そこから130%までの間で、当然100%もあるし、100%を超えた110%、120%、そういった事例もありました。その中で一つが、予定価格とびつたり合ったものがあつたということです。②今後、前向きに検討したい。そのためには、いくら以上の

金額をそういう形にもつていけばいいのか。矢祭町も、全額一般競争入札ではないと思います。

ランク付けも必要なのか。あるいは、条件付きというところでエリアをどの程度にしばっていくのか。金額によって、例えば福島県内にするのか、あるいは会津管内にするのか、今後検討します。

③予定価格公表で実際に、ほかの町村で予定価格を公表したら、高値止まりの事例があつて公表をやめたという市町村も実際にあるわけで、いろんなケースを考えると、村としては公表をしておりません。④ラビスパのボーリングの件は、口径370ミリですが、この口径を持った業者を選定した結果、3社になったという事です。

企画政策課長

⑤単純に名刺程度で挨拶に来たというだけで、会って話したとかそういうことの認識で答弁しているわけでなく、あくまでも挨拶に見えたと言うことです。

再々質問

①落札率を下げるということは、村の財政にとって大変重要なことであるわけです。村が五億円の工事をやるとすれば、その10%下がれば五千万円の財政削減、税金の削減になるわけで、その辺を説明して、今後どのような方向で進めるのか伺いたい。

②全部一般競争入札にすると、やってくれない事業が出て来る心配をしているが、正当な値段でやれば、何も差し支えないと思うが如何か伺う。

③工事の価格を公表すれば、他と比べて高いか、安いか監視の役目も出てくる。

公表したなら、99%、100%なんていうのはあり得ないと思うが如何か伺う。

助 役

①落札率を下げることは財政にとって有利だということは、本当にそのとおりです。ただ、無闇に下げるとい

か、金額が下がって本当に良い工事ができるのかということ、きちんとした審査が必要になっている。

②本村のように中山間地域では、農地災とか利益が上がらない工事については、実際取る業者が出てこないというところで、工事についても何回か不調になったというケースがあり、利益の出る工事ではないということもありますので、その辺を理解いただきたい。

③予定価格がわかれば、それができるだけ近い価格で業者は取ろうとしますので、高値で落札になるというケースがある訳なので理解いただきたい。

2 行革委審議結果について

①村長は全責任を負う立場にあるとあるが、その責任とはどういうものなのか伺う。その責任と給料の関係をどう計算したのか伺う。

②村長以下、四役の退職金はいくらなのか伺う。

③議員の活動日数、他町村議員は100日前後、村の議員は24日から32日

であると示されたが、その計算の根拠を伺う。

④この改革でいくらの財政削減になるのか伺う。

⑤意見の偏りがあつた例と、村政に住民の声が反映されなかった例を伺う。

⑥前回、議会議員定数は、14名を12人に決定したことについての、村長の見解を伺う。

村 長

⑥議会は、最終的な意思決定機関であり、その機能を十分果たされれば良いわけで、建設的な提案や住民全体の代表者であり、また、奉仕者であるわけであります。

このことから、議員の皆さんが住民と対話を重ねながら決定したことであり、私がどうこう言うものではございません。

企画政策課長

①行革検討委員会の見解であるので、私からはお答えできません。

②村長が一千二百九十六万円、助役が七百四十五万円、収入役が六百二十六万円、教育長が四百八十二万円となっています。

③他町村については、議会、

再質問

委員会、政務調査など役場に来ていた標準的な日数であります。当村については、議会、委員会、会議などで役場に来ている日数であります。

④検討委員会審議結果の段階であるので、そこまで踏み込んだ計算はしておりません。

⑤検討委員会の中の見解であるので、私からはお答えできません。

①給料だが、審議委員会が言ったことだから説明できないという事だがだがこれがこの質問に答えるのか伺う。

③村の議員活動日数24日から32日ということだが、24日しか来なかつた議員はだれなのか、32日来た議員はだれなのか、伺う。

④経費削減については、計算しないと答弁したが経費削減するための行革委員会はないのか伺う。

⑤意見の隔たりは委員30人の中で何人が言ったことも書いてなく、何故これが委員会の意見だと言えるのか伺う。

⑥村長の見解は議会が決めたことで、私がどうこう言うことではないと言っているが、再度伺う。

企画政策課長

①行革検討委員会が、村長は村民の代表の機関を預かる者であるので、当然、給料はしかるべきであろうという見解をされたわけです。

③積算の方法は、非常勤特別職と同じく、役場に来た日数を計算しました。他市町村については、電話等で聞き、標準的な日数を伺いました。

氏名の公表についてはご容赦いただきたい。

④経費節減の試算については、今後必要に応じて、報酬等の諮問委員会とか行革審議会とか、上の段階に移っていくわけですので、今回は、その域に入っていないということです。

⑤議会を傍聴されて、村の発展とかにつながるような議論が交わされてなく、執行側に對しての注文とか批判だけで、建設的な意見が少ないのではないかと、という観点から、意見の偏りとしての意見は出されております。

村 長

⑥私は提案者の最高責任者、議会は最高の決議機関ですから、私がどうこう言うものはありません。

再々質問

24日の議員は何人で、32日の議員は何人だと言えるのか。委員会に出したその資料は出せるのか出せないのか。

また、意見の偏りも例を出せるのか審議委員会が言ったことだから説明できない事だが、だれがこの質問に答えるのか伺う。

企画政策課長

資料については、他市町村のものも含まれておりますので、決して役立たない内容ではない。

また、村の議員が24日から32日の活動日数で議会の回数とか委員会の回数を積算した内容であります。これはあくまでも非常勤特別職の活動日数と基本的な考え方を合わせたもので、役場に來ている日数としたものです。

なお、資料については、他町村分が含まれており、この

検討委員会のみに使うことでお願いしたため資料の提出は控えさせていただきます。それから、この改革でいくらか財政削減になるのかとか、意見の偏りがあつたのかということですが、これは、あくまでも検討委員会の方が議会傍聴したりして、生の意見として委員の方々が判断されたものですので、私のほうからは申し上げられません。

3 区) について 下水道事業(早稲沢地

下水道工事費の返済滞納者に、救済の方法はないか伺う。

産業政策課長

当地区は管理組合を設立して借り入れたもので、組合構成員によって返済することになっておりますので、管理組合が連帯責任で返すしかありません。

再質問

村の肝入りで始めた事業であり、村民の参加で

加入したわけで、その中で融資も村のお声掛けがあるので、事情を調査し相談に乗るといふような、考えがないのか伺う。

産業政策課長

この事業は、農林漁業金融公庫資金の中の農業基盤整備資金で、排水設備、通常ですと、排水設備工事のみの、融資だけだが、この資金はトイレとか風呂、厨房等の改造工事までも含めた借り入れになつていて、借入金額が普通より多額になつています。

この借り入れに際して、管理組合の規約上、事業にかかる借入金に対しては、組合員の連帯債務となつていのが実情であるので、実際に相談を受けても、支援まではできないのが実情です。

再々質問

下水道事業だが、問題はお金ですが、今に至つた経過、今現在どうなつていのか、相談に乗つて今後大丈夫なのか、その位は相談にのつても良いと思うが、村の事業に

参加したわけなので、それとも、全く聞く耳持たないということなのかどうか、最後に伺う。

産業政策課長

実情を把握する必要があるかと思われるので、今後、役場、農協、管理組合の3者で検討し、良い方向に向かうよう助言等したいと思います。

関連質問

11番 小 椋 眞

①ラピスパ温泉の件だが、温泉は出たという話は行政のほうから聞いているが、湯量・温度・温泉分析書というのが我々には発表されていない。

温泉を掘つたら、必ず温泉分析書が必要なわけで、お湯の量や温度や成分の分析書があると思う。それがなければ、一般の温泉として使うことはできないはずですよ。

適応症というのが、温泉というものは表示しなければならなく、新たにその分析書というものは

取らなくてはならないわけです分析書をいただきたい。

②先ほどから問題になっている議員活動日数が他町村百日前後、村の議員は24日から32日と示されており、行革委員会が決めたと答弁をしておるが、行革のかたが役場に来て調べたのですか。村から提出がなければ、この数字は出てこないはずで、これは行政からの議会いじめと私は思う。行革委員会が議員活動日数はわからないと思うが示された資料は村が出したと私は推測している明確な答弁を伺う。

企画政策課長

①ラビスパでは新たな温泉分析書を掲げて運営をされています。

分析書のコピーは、後程配布します。

②議員活動日数については、行革委員の方々より、他町村の状況がわからないと検討が出来ない。とのことから委員会より資料の提出を求められたので提出しました。内容については各町村に聞くなど非常勤特別職と同様に役場に来て

いる日数を基準にして資料をまとめたものです。

決して議会いじめではなく、あくまでも役場にきた日数としてとらえたもので、例えば議員が、各集落での活動や、政務活動等をされていると思いますが、その分については含まれていないことを、きちんと委員会に説明し、理解をいただいたうえで議論をされたわけであります。

再質問

行政で勘違いしている事はないか。行革委員会とは、議員の報酬や議員の定員、あるいは議員の日数を調べるのが行革とは言わないと思う。例えばラビスパが赤字だからやめようとか、あるいは入札を一般入札したらとかを、検討するのが行革と思うが如何か伺う。

企画政策課長

視点が違っているのではないかと。いろいろな質問ですが、確かにいろいろと資料の整理等について、一緒にしてしまっただけというものは、少し

反省すべきところありますが、今後そういうことも踏まえて、今後行革に取り組みたいと思うので理解をお願いしたい。

一般質問 4

1番 五十嵐力雄



1 来年度の重点事業と予算について

①北山地区に建設される公営住宅の入居者は若者を対象としているのか伺う。

若者対象であれば、0歳児から保育や企業誘致等で子育てをしやすく、働き場のある村づくりを考えたら良いと思うが如何か伺う。

②大塩小学校跡地利用検討委員会が結成され、委員会が1回だけ開かれた

ことであるが、村は大塩地区に対し、跡地利用や大塩の中心地である温泉街の活性化、歴史文化を掘り起こした村づくりを来年度の重点事業予算として住民に伝える村独自の考えはあるのか伺う。

③生ゴミ再利用について、家庭やホテルから出る生ゴミ利用化で、農業の肥料やホテル・家庭の花づくり・菜園づくりとして村民皆さんが参加できるむらづくりを提案したいが、村の考えを伺う。

産業政策課長

①今回、北山の住宅については、若者優先で考えておりまして、少子化対策、複式学級解消対策に貢献できるものと考えています。

また、定住人口の増加を図り、安定した国の交付税歳入の確保や少子化対策等、地域が持続できるむらづくりを目指します。

企画政策課長

②大塩小学校の跡地利用については、17名の委員で構成する検討委員会の意見を伺いながら時間をかけて進めていくものですが、現在、廃校を活

用した全国的な事例を集めているところです。年明けには検討委員会の開催を予定しており、今後、先進地視察や地域づくり講演会等を行って、どういうものにするかを決めたいと考えています。

歴史文化を活用した大塩温泉街の活性化についてですが、現在、東北を代表する山城、柏木城跡を生かした活性化を計画すべく、専門家による文化財整備計画を策定しているところです。

今後は、この計画を基に大塩、塩井の復元を含めた、大塩地区全体での調査をしながら、前向きに地域づくりを進めたいと考えています。

住民ふれあい課長

③村としても、生ごみの減量と堆肥化を推進するため、コンポストやEM菌などを購入する費用の助成を行ってきたところです。生活様式の多様化に伴い、ごみは益々増加の傾向にあり、地球環境時代を予測したごみの減量や再利用は重要な課題です。

生ごみの再利用については、悪臭の少ない促進剤ワーカームを利用して、村商工会女性部の方々が現在実施しており、好評を得ているところです。

ごみの減量化、再利用については、村も一緒に進めなければならぬ問題であります。今後とも前向きに対策を検討してまいりたい。

再質問

①住宅団地を建設するのは結構ですが、それに付随した子育てをどうするのか、また、働き場所をどうするのかという具体的な考えを伺う。

②大塩小学校の跡地利用の会議が1回しか開かれない。そういう中で、来年は北山小学校が大塩と一緒に学ぶということですが、1年間の余裕があると思うが、学校の跡地は大塩の方々と話し合いながら進めていったらよいと思うが如何か伺う。

③生ゴミ問題ですが、年々多くなっています。その中で、私たち農業をやる人、また、ホテルを営む人、そういう人が少しでも、ごみを再利用できれば、経費の削減、また、農家の経営の安定というようなことができるのでは

ないかと私は提案するものです。その点に対して、商工会なりも今ごみの問題で取り組んでいます。どこまで村が本当に本気でやるのか伺いたい。

産業政策課長

①働く場所の確保は必要であり、前より打ち出しておりましたが、今後も考えていかなければならない問題とと思っています。また、来てもらえるような企業を探してまいりたいと思います。

また、子育ては住宅周辺に公園等の整備を行うことによつて、多くの人が交流でき、また、ゆとりと安らぎある空間をつくり、地域の人々が見守る中で子供が安心して遊べる場所を整備するなどして、安全・安心して生活できる生活環境の整備を図りたい。

企画政策課長

②地区の人と十分に話し合いを持つて、大塩地区にあつた村にもあつた、そういうものを十分に耳を傾けながら、我々はアドバイザーとして、大塩地区の人が納得のいくようなものをつくり上げていきたいという考えです。

住民ふれあい課長

③生ゴミの再利用の問題は課題もあると思いますので今後前向きに実施に向けて検討します。

再々質問

最後に村長に伺いたい。実際に企業誘致は大変だと思うが、自立を宣言したむらづくりであるので、喜多方や若松に通うことも仕方のない事と思うが、村での雇用の確保も必要と思つているが如何か伺う。

大塩地区の学校跡地問題ですが、いづころまでに一応検討委員会で内容ができ上がるのか伺います。

生ゴミ問題ですが、確かに農業に対しては、自分でやるような考えも妥当と思うが環境を考えた取り組んで村の花づくりで観光の受入れとかの施策を考えたら如何か伺う。

村長

企業誘致の件は、私もそのとおりであると確信をしていますし、福島県で一番遅れているのがこの喜多方方面の西北部で働く場所がない、大きな会社がないということです。

そういうことで、今、国でも地方に分散という事で、大々的に平成19年度の予算が発表になった訳ですが、ここに相当な国でも、予算をつけることになっていきます。

福島県で佐藤雄平知事が今度誕生したことで、新知事は、地域格差のない地域づくりをしたいということ、企業誘致を第1の選挙公約であります。県で出している10倍以上の補助金を出す考えでいるようであり、そういう時を逃すべくなく、議会にきちんと皆さんと協議をして、どういう姿が一番いいのかを、皆さんと協議をして決めていきたい。

津ですが、その会津で一番遅れているのがこの喜多方方面の西北部で働く場所がない、大きな会社がないということです。

そういうことで、今、国でも地方に分散という事で、大々的に平成19年度の予算が発表になった訳ですが、ここに相当な国でも、予算をつけることになっていきます。

福島県で佐藤雄平知事が今度誕生したことで、新知事は、地域格差のない地域づくりをしたいということ、企業誘致を第1の選挙公約であります。県で出している10倍以上の補助金を出す考えでいるようであり、そういう時を逃すべくなく、議会にきちんと皆さんと協議をして、どういう姿が一番いいのかを、皆さんと協議をして決めていきたい。

企画政策課長

大塩の跡地利用検討委員会、いづころまでにその内容が固まってくるのかというご質問ですが、あまり長くかけてもまとまらないと思うので、遅くとも秋までには内容を固めてまいりたい。

住民ふれあい課長

今後前向きに検討してまいります。

教育委員会 委員の任命に同意

住所 北塩原村大字松原
字早稲沢五三一番地
氏名 佐藤 守(63)



新条例が可決

北塩原村 文化人 特別優遇 措置条例

●村長が認めた文化人に住宅地及び別荘地の無償譲渡と公共施設の無償活用ができる。

※この条例は、村外在住の文化人を特別に優遇し、村の知名度のアップや住民の文化意識の向上を図ることを目的とする。

議案第80号

平成18年度一般会計補正予算(第4号)

226,807千円を追加して

総額 34億3,556万1千円

が可決になりました。

【歳出の主なもの】

特別職(四役)給与	▲ 2,724千円
墓地公園整備用地費	10,000千円
介護予防事業(継続的評価分析支援事業)	3,967千円
村道松陽台線実施設計委託料	3,000千円
桜樹木剪定業務委託料	800千円
統合小学校校旗作成費	1,000千円
統合小学校大規模改修実施 設計委託料	10,500千円
幼稚園送迎マイクロバス購入費	4,500千円
公債費繰上償還	192,500千円

議案第81号

平成18年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第3号) 7,898千円追加して総額382,843千円とする。

議案第82号

平成18年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算
(第2号) 総額206,238千円のうちで歳出を補正する。

などが、**可決**されました。

12月定例会で採択されました。

「企業誘致を積極的に進める北塩原村宣言」

村民が豊かに生活し、地域の発展を図るには、雇用の場を確保し、若者の定住を図ることが大切であるとの認識に立ち、村民、議会、行政が情報を共有のうえ、一体となって積極的な企業誘致施策を展開し、誘致の実現を目指す。

以上宣言する。

平成18年12月22日
福島県耶麻郡北塩原村

内 容

- 1 会津北部においては雇用の場が少なく、若者の流出が著しい。若者定住なくして少子化対策・人口増を図ることはできない。
このため、若者定住・雇用の場の確保が必要であり、村民一体となり積極的な企業誘致を図る。
- 2 用地については、村内一円から企業が選定する。
- 3 用地取得費、造成費は村が負担する。
(毎年一定額を企業に補助する方法を検討)
- 4 誘致企業は、原則として雇用人数200人規模以上の企業とし、福島県産業集積促進補助事業に該当する企業とする。
- 5 企業誘致の仲介者に対し、誘致実現後に相当額の報償金を支給する。

助成を行う財源

- ・工場から固定資産税等の税収が見込めるため、その一部を工場の助成金に充てます。
- ・過疎地域自立促進特別措置法により当初の3年間は工場の固定資産税が免除と企業に雇用されることで、住民税の増収につながります。

この宣言は、村の繁栄に欠かすことのできない若者の定住と人口の増加を図るためには、雇用の場を確保することが必要であり、村民・議会・行政が一体となって、全力で取り組んで行くことを目的としています。

議案番号	件 名	内 容
議案第72号	専決処分の承認を求めることについて	福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更
議案第73号	福島県市町村総合事務組合規約の変更について	地方自治法の一部の改正に伴い変更するもの
議案第74号	福島県後期高齢者医療広域連合の設置について	後期高齢者医療広域連合を設置し、医療事務を処理するための規約を定めるもの
議案第75号	北塩原村立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例	統合小学校及び幼稚園の名称を「さくら小学校」、「さくら幼稚園」に定めるもの
議案第76号	北塩原村文化人特別優遇措置条例	文化人を特別優遇し、村の知名度アップや住民の文化意識の向上を図る目的
議案第77号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	地方自治法の改正に伴い村条例中、「助役」を「副村長」に、収入役制廃止に伴う改正（任期中は収入役のまま）、吏員制廃止に伴う改正
議案第78号	北塩原村副村長の定数を定める条例	副村長の定数を1人に定めるもの
議案第79号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	給与制度の見直しにより、給与表を7級制に改正するもの
議案第80号	平成18年度北塩原村一般会計補正予算（第4号）	歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,680万7千円を追加し、34億3,556万1千円とするもの
議案第81号	平成18年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）	歳入歳出予算の総額にそれぞれ789万8千円を追加し、3億8,283万4千円とするもの
議案第82号	平成18年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算の総額のうちで歳出を補正をするもの
議案第83号	教育委員会委員の任命について	住 所：北塩原村大字松原字早稲沢531番地 氏 名：佐 藤 守 生年月日：昭和18年5月1日
議案第84号	「企業誘致を積極的に進める北塩原村宣言」について	積極的な企業誘致施策を展開し、誘致の実現を目指すもの

請願・陳情

★採択となったもの

○「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について」

〈陳情者〉

会津若松市西栄町七番九号
食とみどり、水を守る
会津地区労働市民会議
議長 小川 右善

○「療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情」

〈陳情者〉

福島市御山中屋敷九六
福島県保険医協会
理事長 伊 藤 弦

○「リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める陳情書」

〈陳情者〉

福島市御山中屋敷九六
福島県保険医協会
理事長 伊 藤 弦

意見書

○森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

内閣総理大臣 宛
衆議院議長 宛
参議院議長 宛
他 5 大臣

○療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書

内閣総理大臣 宛
財務大臣 宛
厚生労働大臣 宛

○リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書

内閣総理大臣 宛
衆議院議長 宛
参議院議長 宛
他 2 大臣

（議会発議）
○道路財源の確保に関する意見書

内閣総理大臣 宛
衆議院議長 宛
参議院議長 宛
他 4 大臣

多度津町での研修様子



北塩原村議会の常任委員会が合同で
香川県多度津町で所管事務調査を実施。

○日 時

平成18年11月15日から11月17日まで

○調査内容

1. 資源ゴミのリサイクルについて
2. 次世代育成支援対策特定事業主行動計画について



編集委員

委員長

酒井 作男

副委員長

五十嵐 肇

委員

遠藤 栄久

五十嵐 力雄

鈴木 定芳

『あなたも議会を
傍聴してみませんか』

ご希望の方は、議会事務局へ
ご連絡ください。

直通 ☎ (23-3263)